

平成29年度雪下ろし助成事業

1. この事業は、雪による家屋の損壊を未然に防止し、町民の安全及び心身の安定を図る事を目的としています。高齢により雪下ろし等を自力で行う事が困難な世帯に対し、雪下ろし等の除雪作業に要する費用の一部を助成致します。

2. <対象世帯>

下記の①、②、③すべてに該当する世帯に助成金交付を実施致します。

① 生活保護を受けていない世帯

② 親族等からこの事業と同等の援助、又は作業等を受ける事が出来ない世帯で、高齢により雪下ろし等を自力で行う事が困難な世帯

③ 世帯に属する全ての者が、次のいずれかの要件に1つ以上該当する事。
(ア) 65歳以上の者であること(平成30年3月31日までに65歳に達する方も含む)
(イ) 障がい者の方がいる世帯で、障がい者以外全ての者が65歳以上であること
(平成30年3月31日までに65歳に達する方も含む)
(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害保健福祉手帳1級)
(ウ) その他、(ア)・(イ)に掲げる要件と同程度であると会長が認める者

※現在空き家になっている家は対象外です。(但し、入院・入所等の為の空き家は対象)

3. <助成金>

○支払金額の半額を、1世帯につき1回まで助成いたします。(上限10,000円)

※山間部(中地区・作谷沢地区)については、1世帯につき2回まで申請可能です。

4. <その他>

○領収書と申請者の名前は必ず一致させて下さい。

○領収書又は領収書のコピーを添付して下さい。

(領収書等が無い場合は、助成出来ません。)

○申請書は平成30年3月12日(月)まで、担当の民生委員に提出して下さい。

○申請には、担当地区の民生委員による記名・押印等が必要です。

【問い合わせ先】 社会福祉法人山辺町社会福祉協議会

住 所 山辺町大字山辺3700番地(旧山辺中学校 2階 多目的室)

電 話 023(664)7982 FAX023(664)7988